

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月5日(水) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階大ホール

3. 出席委員 (43名)

会長 9番 小清水 千明  
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
10番	末光 亨		
12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
16番	富永 文夫	18番	藤岡 功
19番	松本 武雄		
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光		
25番	渡邊 与志樹		

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
		16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
		20番	山本 豊紀
21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 (4名)

農業委員 11番 清家 儀三郎 20番 三好 春樹

最適化推進委員 15番 平山 喜代重 19番 森 松実

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

8番 河野 順子 10番 末光 亨

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 報告第2号 農地法第6条の規定による報告について  
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について  
 報告第4号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について  
 報告第5号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に対する回答について  
 報告第6号 諸証明について  
 報告第7号 農地法第3条の規定による許可の取消願について  
 報告第8号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
 (令和3年11月16日～令和3年12月15日までの事務局処理事案)

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について  
 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について  
 議案第5号 贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

#### 7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

#### 8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員22名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、令和4年1月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶を申し上げます。

## 《 会 長 》

明けましておめでとうございます。昨年は雪の正月でしたけれども、今年は穏やかな日々が過ごせました。穏やかな一年になっていただければ良いなと思っていた矢先に愛媛県も昨日3名がコロナに感染したという事で、40日ぶりに感染者が出ました。本日も6名という事でございまして、これからどんどん増えていくのかなという懸念をいたしております。オミクロン株はご案内のように非常に感染力が強いという事でございまして、沖縄が特に酷いようでございますが予断を許さないという状況になってきております。

2月1日の総会の後に新年会ができたかなという風に考えておったのですが、今の状況ですと開催できないんじゃないかなという風に思っております。また時機を見て、初顔合わせてという形でやれたらという風に思っておりますので、その時にはご参加をいただきたいという風に思っております。

また、例年恒例であります3年に1度の研修でございますが、当初、北海道の当別町に行けないかという事で財政の方と話していたのですが、いけん。と言われまして、熊本の合志市、全国大会の方で発表されたのですが、そこに行けたらなという事で、今計画をいたしております。向こうの了解はもらえている訳なのですが、丁度熊本市の東隣の市でございます。会長さんが女性でございますので、うちの女性委員さんも是非ご参加を願えたら職員の方も女性を行かせます。

また日程が正式に決まりましたらご参加を頂きたいという風に思っております。またこれもコロナの兼ね合いがございまして、実際に行けるか行けないかという事はその時になってみなければいけないのですが、今流行っていくと夏位には落ち着くかなと、いう風な考えを持っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

国の方でございますが、農林省の方に国の方の予算の獲得という形で色々な予算を出している訳なのですが、その中で農業委員会に関しまして推進委員さんにタブレットを一人1台ずつという話でございました。それは前倒しになりまして、今年度の補正で予算が付くという事で、今一人1台の予算要望をしようかなという形で話を進めております。まあ愛媛県の方ではですね、うちはいらんという所もございまして、そこらの調整はこれからですけれども、またタブレットが入りましたらそれを有効活用していただきまして、農地パトロール等々、色々な農業委員会の活動に役立てていただきたいなという風に思っております。

本日も重要な案件が揃っておりますが、また今年1年皆様方に色んな苦労をおかけいたします。

先般、活動報告出していただいたのですが色々な形で活動報告、委員がこんな仕事をやっているんだよと、細かい事でも結構ですので電話1本、立ち話でもこういう話をしたよと、こういう相談があったよという事を付けていただきまして、委員がこれだけ活動しているという事も併せて上の方に報告できるような形で出していただいたらという風に思っております。農業委員の活動は本当にまともな評価をされていないんじゃないかという風にも思っております。という事はですね、もっと報酬の方も上げていただいても良いんじゃないかという風に思っておりますので、その活動報告をキチンと上げて、それに見合った代償と言いますか報酬の方を貰えるように話を進めて参りたいという風

に思っておりますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

それでは今年1年どうぞよろしく願いいたします。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。失礼します。本日は農業委員の清家儀三郎委員、三好委員、推進委員の平山委員、森委員が所要のため欠席でございます。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に河野順子委員、末光委員を指名いたします。

まず報告第1号から第8号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第8号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第8号までの報告がありました。

何かご質問等ないでしょうか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《赤松俊雄委員》

番号86番、貸出人は〇〇〇〇さん、借受人は△△△△さん。これは親子ですので別に問題ないと思います。いずれも熱心にミカン作りをやっている農家です。

《渡邊鉄雄委員》

87番説明させていただきます。〇〇〇〇さんと△△△△さんについては親戚関係でありまして、□□□□さんについては熱心に耕作をされ規模拡大という事なので問題ありません。

《小清水委員》

88番についてご説明いたします。この〇〇〇〇さんでございますが、元々は隣の△△△△さんの土地でございました。それを常日頃から懇意にしとったという事で亡くなられた後、□□□□さんが全園を当たって耕作をしておりました。今回、◇◇◇◇さんが畑の上の方に家がありますので、その関係で今回、〇〇〇〇さんが耕作をするという事になりました。別に問題ないと思います。以上です。

《山本一也委員》

失礼します。〇〇〇〇の△△△△君は熱心な柑橘栽培の農家でありまして、経営拡大を図りました。□□□□さんは親族関係で相手方の要望です。使用貸借権の設定となりました。何ら問題ないと思います。

《竹葉委員》

失礼します。90番についてご説明申し上げます。〇〇〇〇さんと△△△△さんはお孫さんとお爺さんの関係でございます。□□□□さんが経営拡大という事で所有権移転の運びとなりました。◇◇◇◇君につきましてはまだ若いのですが、お父さんも農業委員会の協力員としてやっておられます。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山本一也委員》

失礼します。〇〇〇〇さんは医薬品販売業を営んで、その調剤薬局のために転用となりました。□□□□さんは自営業であります。賃貸借権の設定となりました。12月27日に会長、担当委員、事務局職員、関係者で現地確認をしました。

《大塚委員》

28番でございます。申請地は元々宅地であったものを国調によりまして分筆し、畑に地目変更をしたものでございます。この度、申請者の〇〇〇〇さんが申請地を借りて、貸施設業を行うという事で転用申請に至ったという事です。現地は12月27日に会長、事務局と確認しており、写真のとおり周りに農地はなく問題ないと思っております。以上です。

《黒田委員》

失礼します。29番、ここは12月27日に会長、副会長、事務局に来ていただきまして、私も現地立会をいたしまして、関係者から意見の聴取をして説明を十分受けました。問題はないと思っております。

《土居喜三郎委員》

30番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが農地転用して所有権移転して漁業用の資材置場にする案件です。

この件について昨年、12月27日に会長含め関係者で現地調査を行っております。隣接の農地も既に転用されており、片方は海に面しており、片方も県道、その他法面に囲まれており何ら問題ないと思っております。なお、既に違反転用状態になっておりますが、始末書も提出されており今後このような事のないよう指導しており問題ないと思っております。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

269番、270番について説明いたします。いずれも更新であります。

〇〇〇〇さん、△△△△さんは熱心に農業をされており何ら問題ありません。

《薬師寺委員》

271番の説明をいたします。これは更新なので何ら問題ないと思います。

《山本一也委員》

272番、273番、274番はいずれも〇〇〇〇さんで、熱心な柑橘生産農家です。経営拡大に伴い相手の△△△△さん、□□□□さん、◇◇◇◇さんの3人とまとまりができました。使用貸借権の設定で更新であります。

続いて275番、276番の〇〇〇〇君は42歳でこれから農業経営に携わる実直な存在でございます。△△△△さんと□□□□さんは相手方の要望で、近隣の農地で合意しました。賃貸借権設定になりました。新規ですが問題はないと思います。

《瀧水委員》

277番、278番について説明いたします。所有者の〇〇〇〇さんは高齢で耕作できないという事で、今回近所の△△△△さん、□□□□さんが借りて耕作するようになりました。

279番、この方も〇〇〇〇さんが高齢で柚子を植えられていたのですが、管理ができないという事で△△△△さんが借りる事になりました。

280番は更新でございますので何ら問題ないと思います。

《安並委員》

281番。新規であります、〇〇〇〇さんは家族中皆で熱心に農業をやられておりますので問題ないと思います。

《富永委員》

282番から286番までを説明いたします。〇〇〇〇さんの耕作願いで△△△△さんが新規で貸借権を設定します。問題ないと思います。

続いて□□□□さん、◇◇◇◇さんに耕作願いをしたところ〇〇〇〇さんが耕作できるという事で、これは新規です。

次に〇〇〇〇さん、それと△△△△さん、二人は新規ですが問題はないと思います。理由としては、□□□□さんは遠距離のため耕作ができないという事で、◇◇◇◇さんは体調不良で耕作ができないという事です。

〇〇〇〇さんはこれも距離が遠いため、耕作願いを△△△△さんに頼まれたものです。いずれも新規なのですが問題はないと思います。以上です。

《黒田委員》

失礼します。287番から290番までございますが、いずれも更新でございます。ここに出ておられる利用権設定して受ける人は、いずれも農業をまじめにしており何ら問題ないと思います。

《土居和宏委員》

失礼します。291番について説明いたします。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんは36歳、これからしっかりやっていく方でございます。利用権設定する者、△△△△さんは81歳になられまして、耕作ができなくなったという事で□□□□さんに耕作依頼をしたという事です。新規ですが問題ありません。

《河野勇一郎委員》

293番について説明させていただきます。利用権を設定する〇〇〇〇さんが耕作をしていただける方を探していた所、△△△△君が新規で使用貸借権設定するという事です。

□□□□君も◇◇◇◇地区で若手の有望格ですので何ら問題ないと思います。

《山本豊紀委員》

294番、295番について説明いたします。これは更新ですので貸借権の設定そのものについては、全く問題ございませんが、期間が1年と柑橘園にとっては非常に短い期間でございます。5年にして欲しいという話をしました所、貸出す方が1年更新にして下さいという強い要望がございますので、やむを得ないかと思っております。

貸借権の設定についてはまったく問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

296番これは更新であります。何ら問題ないと思います。

《小清水委員》

297番についてご説明いたします。受人の〇〇〇〇さんのお母さんが△△△△出身でございます。現在も□□□□さんの方は◇◇◇◇の方で水稻栽培を大々的にやっております。その関係で〇〇〇〇さんの田んぼをずっと当たって居った訳でございます。今回更新でございますので別に問題ないと思います。以上です。

《松本委員》

299番について説明させていただきます。この度同じ自治会内ですが、〇〇〇〇さんから△△△△さんがハウス付きの農地を借りるという事で話し合いができました。□□□□さんは50代で若くして野菜を作っております。丁度、◇◇◇◇さんのハウスが目的にあった状況なので5年間の借受けという事で話がまとまったようです。

《藤岡委員》

失礼します。300番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは更新と新規になります。□□□□さんは熱心に農業をされておられますので問題ありません。

《河野順子委員》

301番から307番について説明いたします。事務局の説明がありましたとおり一つの集積計画で、農地の所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者という二つの貸借を一括で行うものです。

今回、〇〇〇〇さんを借受者として貸借する事が決定しました。△△△△さんは、担い手として機構が定める条件を満たしております。現在は、水稻を中心に耕作されております。借り手として問題はございません。

《末光委員》

22番の説明をさせていただきます。〇〇〇〇君の土地を△△△△さんが購入して売買を受け栽培をするということですが、□□□□君に関しては東京の方に住まわれておられます。お父さんが数年前に不慮の事故で亡くなっておられます。

今回、◇◇◇◇さんが隣接する土地を農地として購入して、果樹を栽培するという事です。双方の父親が従弟関係で何ら問題ないと思います。以上です。

《小清水委員》

23番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは昨年、体調を崩しまして将来的には離農したい。畑の方は全部売っていきたいという意向でございました。その時に△△△△さん、最近帰ってきて百姓を始めたばかりなのですが、話がまとまりまして

3反位の園地を売買するという事になりました。□□□□さんもお兄さんが農協の支所長をやっておられますし、非常に熱心に今農業に取り組んでおられます。そういう関係で問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

他に意見がないようですので採決をいたします。  
ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、宮口委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 宮口委員退席 ・・・・・・・・

採決をいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

宮口委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 宮口委員着席 ・・・・・・・・

続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の権利の設定を受ける者は、機構が定める条件を満たした担い手でござい  
ますので配分計画を作成することに問題はないと事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《安並委員》

1番についてご説明いたします。12月の総会時に議案にありましたもので、中間管理機構へ〇〇〇〇地区の農地を貸し出したものです。その配分計画として、中間管理機構から農事組合法人△△△△を借受者として貸借するものです。

農事組合法人□□□□は、地元が設立した法人で認定農業者としても認定されています。借受人として問題ありません。

《中尾委員》

2番についてご説明いたします。こちらについても〇〇〇〇委員さんと内容は同様でございます。△△△△地区と□□□□地区の農地を貸し出したもので、その配分計画として、中間管理機構から農事組合法人◇◇◇◇を借受者として貸借するものです。

農事組合法人〇〇〇〇は、地元が設立した法人で認定農業者としても認定されています。借受人として問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

議案第5号の計19名について、引き続き農業経営を行っている旨の証明をしてよろしいか付議するものです。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第5号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和4年1月定例総会の議案を終了いたします。